

推薦上の注意事項

1. 表彰基準の確認

優良従業員表彰規程に基づき、勤続年数を確認の上、推薦して下さい。

2. 重複推薦の禁止

(1) 過去の被表彰者の確認

過去に同一の区分表彰（例えば「知事表彰」）を、受けた者は、今回の表彰の対象となりませんので、推薦にあたっては十分確認して下さい。

(2) 表彰区分の選択

1人の候補者が複数の表彰を受けること（例えば「知事表彰」と「市長表彰」）はできませんので、留意して下さい。

3. 「基準日」について

補助金表彰の基準日(起算日)は、令和6年4月1日ですので、注意して下さい。
表彰区分ごとの就職年月日は次のとおりです。

表彰区分	勤続年数	就職年月日
商工会長表彰	5年以上	平成31年4月2日以前
市長表彰	10年以上	平成26年4月2日以前
山梨県商工会連合会長表彰	15年以上	平成21年4月2日以前
山梨県知事表彰	20年以上	平成16年4月2日以前

4. 表彰調書の記入について

山梨県知事・山梨県知事表彰調書の「略歴」欄には、事業所での履歴（所属部署、担当業務等）について可能な範囲で年月とともに記入すること。（最低限、「入社以来、〇〇〇業務を担当し現在に至る。」程度は必要。）また、「勤務成績」欄は、成績優秀である旨を可能な範囲で具体的に記入すること。（最低限、「勤務成績は優秀で、信頼できる従業員である。」程度は必要。）